二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分三厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第百三十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、平成二十四年九月三十日までの間、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第百三十五号

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所入所規程（昭和三十八年厚生省告示第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条中「第六百四十二条」を「第六百二十二条」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれに相当する外国の大学（以下「大学」という。）を卒業した者のうち、入所する日における年齢が満二十八歳に満たない者

○厚生労働省告示第百三十六号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
共立女子大学家政学部食物栄養学科食物学専攻食品衛生コース 東京都千代田区一ツ橋二丁目二番一号	平成二十四年二月二十八日
崇城大学生物生命学部応用微生物工学科 熊本県熊本市池田四丁目二十二番一号	平成二十四年三月一日

○厚生労働省告示第百三十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項及び第三項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条から第六十条まで並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1の生物学的製剤の表乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子の項中「282,900円」を「241,900円」に、「265,400円」を「224,500円」に、「6本」を「5本」に、「5本」を「4本」に改め、同表乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢの項中「298,600円」を「257,700円」に、「5本」を「4本」に、「4本」を「3本」に改める。

2の生物学的製剤の項乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢの目中「3.3」を削る。

○農林水産省告示第七百六十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一厘」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県桑名市多度町力尾字沢地九の四八・九の五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の一、六八の一、字石塚八九の一・一〇〇の二・一〇一の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市沖字藤谷二三七五の四、二三七六の六、二三七六の八、二三七七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字下打越四七七の三（国有林）、四七七の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四七七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）